

## 陳 情 文 書 表

受付番号	第50号
件名	三田市の条例により、「教育施設」の管理に関する権利は、教育委員会が保有しています。よって、目的外使用に関して、「教育施設目的外使用許可書」を作成しています。しかるに、「ふるさと地域交付金」の関係で、「使用許可書」を得たまち協が、その使用する施設を事務員の勤務場所として雇用契約を結び、交付を受けています。すると、勤務場所がまち協の管理下になるため、教育委員会の管理権を侵害することになり、不法となります。よって、二元代表制にもとづき、議会が、「行政に是正を求める」ことを陳情します。
受付年月日	令和2年2月10日
陳情者	三田市 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 宝代地 一雄
要旨	<p>〈陳情の要旨〉</p> <p>I (スポーツクラブ21に対して、少なくとも平成19年から)、『「教育施設目的外使用許可書」と教育委員会が「甲」となり、まち協が「丙」となる「三田市立学校施設使用に関する契約書」がセットで作成されている』ため、教育施設の目的外使用に関して、まち協への措置以前から関知(関与)しているので、「教育委員会は関知しない」という答弁は、最初から「真実ではない」となる事が明らかです。よって、「正しい答弁、正しい審議を求めて」、新しい内容にて、陳情します。</p> <p>まち協に関して、『「教育施設目的外使用許可書」と「三田市立学校施設使用に関する契約書」がセット』されているのは、「使用許可」ではなく、賃料は免除(無料)の事実上の『賃借契約書』に変質しています。しかし、三田市の条例では、賃借契約はできないので、最初から、まち協のこの措置ができるようにと考えて、「三田市立学校施設使用に関する契約書」を作成し、事実上の賃借契約とする方策であると推定します。よって、教育委員会、学校、まち協の三者による、第三者対抗を意識した、ものものしい印鑑が押された賃借契約もどきの書類になっているのです。</p> <p>よって、「教育委員会の正しくない関知(関与)」を是正する正しい答弁、議会の正しい審議を求めて、新しい内容にて、陳情します。</p> <p>II 教育委員会が、「教育施設目的外使用許可書」、「三田市立学校施設使用に関する契約書」をセットで作成し、学校施設の使用を許可されたまち協が、雇用主に管理権のない場所を勤務場所として雇用契約を結ぶことができるのかどうかを問題にしています。雇用契約は結べないと訴えています。</p> <p>『顧問弁護士のほうに法律相談、1回現地に赴きまして、また電話等でも対応いただいで、法的に確認して、特に問題はないということで見解をいただいでいるところでございます。』という内容の具体的な中身が分かりません。</p> <p>よって、①いつ、②誰が、③何という弁護士に、④何を相談、⑤どんな回答であったか、二元代表制にもとづき、議会が、「行政に詳細な答弁を求める」ことを陳情します。</p>

<陳情事項>

「法令遵守」の観点から、「三田市議会の判断と判断した理由、根拠の説明」を、「二元代表制」の観点から、「三田市議会の是正措置」を求める。

A 二元代表制に基づき、至急に、議会が、

- ①「三田市立学校施設使用に関する契約書」は、「使用に関する契約書であつて、賃借に関する契約書ではないことの確認＝学校施設の管理権は教育委員会が保有していることの確認」を求め、
- ②「教育委員会は以前から関知していることの確認」を求め、
- ③「学校施設の管理権に関して是正すること」を求める。

B 二元代表制に基づき、至急に、議会が、「教育委員会の管理権に法的な問題はないとする弁護士の説明」をⅡの①～⑤の要領で、確認することを求める。